

令和 7 年度筑紫野市男女共同参画審議会（第 4 回）
会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和 7 年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第 4 回）
2. 開催日時 令和 7 年 12 月 2 日（火）18:00～19:30
3. 開催場所 筑紫野市役所 504 会議室
4. 委員出席状況 【出席者】神崎委員、八尋委員、襄委員、徳永委員、
武本委員、大迫委員、五郎丸委員、中川委員
平嶋委員、二宮委員
【欠席者】清原委員、荒木委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、中村、嘉副
6. 傍聴 0 人
7. 議題及び審議の内容
（1）開会
（2）議題
　第 3 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和 6 年度実施状況報告書について
　・第 3 回審議会での質問に対する回答
　・答申について
（3）事務連絡

○議題及び審議の内容

（事務局） 第 4 回男女共同参画審議会を開催する。
前回の審議会では報告書の最後まで議論いただいた。今回は、前回の質問に対する回答を行い、その後、答申について協議いただく。
ここからは、進行を会長へお願ひする。

（会長） （会長あいさつ）
本日は傍聴なし。これより議題に入る。第 3 回審議会質問に対する回答について、
事務局より説明をお願いする。

（事務局） 第 3 回審議会で質問をいただいた 3 点について回答する。
1 点目。

PTA 協議会 女子副会長会について（資料なし）
規約及び総会資料、役員学校当番表を確認した結果、「女子副会長会」は現在もあり、「筑紫野市立学校 PTA 協議会規約」の中に部会として位置づけられている。

（単位 PTA の女子副会長を以って構成し、この会の目的達成のため、事業並びに研修等を行なう）

経過については、課内のデータ、当時の職員に確認したが、状況の確認ができなかつた。

2 点目。
具体的事業 61 家族経営協定と認定農業者の定義と統計（資料 1）

それぞれ、後期プランの用語の解説に掲載している。

後期プラン（用語の解説 55 ページ）

家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等のパートナーとして経営に参画するために、経営方針や報酬、労働時間・休日、構成員の役割分担などを明記した規定。

統計は、資料 1（令和 7 年 3 月九州農政局経営支援課、「家族経営協定に関する実態調査結果について」）。令和 6 年 3 月 31 日（=令和 5 年度）の状況が掲載されており、年度は一年ずれるが、傾向は読み取れるため、筑紫野市を書き入れる形で

このまま用いた。筑紫野市が 27 件、福岡県が 2,329 件、全国は 59,587 件。裏面には取り決め内容が記載されている。

後期プラン（用語の解説 58 ページ）

認定農業者：認定農業者とは農業経営基盤強化促進法に基づき、プロの農業経営を目指す農業者が立てた農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らして認定するものである。認定農業者になると、その計画達成に向けてさまざまな支援措置を受けることができる。以前は、認定農業者は 1 経営体に 1 人だけであったが、現在は、女性農業者や農業後継者も、共同申請することで認定農業者になることができる。統計は、資料 1（令和 7 年 2 月 農林水産省、「認定農業者の認定状況」）。こちらも年度が一年ずれているが、筑紫野市を書き入れる形で用いた。筑紫野市全体が 67 件、そのうち女性認定農業者 6 件、福岡県が 5,706 件、全国は 216,784 件。

3 点目。

具体的事業 67 地域防災活動への女性の参画促進に関して防災士の人数について（資料なし）。

令和 6 年度防災士の人数は 126 人、うち女性 40 人。令和 5 年度は 112 人、うち女性 27 人で、それぞれ増加はしているが、令和 6 年度集計時に市外転出者を除外したことであった。

第 3 回審議会質問に対する回答は以上である。審議をお願いする。

（会長）

何か質問等あれば出していただきたい。

（委員）

農業を家族でする場合に、女性が家事や育児をしながら、農業については男性と同じ役割をするならば、さらに女性に負荷がかかる。家族経営協定を結ぶことによる女性のメリットは何だろうかと疑問に思った。

（事務局）

無償労働ではなく、取り決めを行うことで給料も含め整理される。ただ、委員の言うように家事や育児との兼ね合いについては、協定を結んだからといって解決はないかもしれない。女性だけが家事や育児をしている状況も変えないといけない。協定を結ぶときに、家族・夫婦間で話し合いが行われ、家事の負担なども考慮し、契約をしていると思う。

（委員）

資料 1 の裏面に「家族経営協定の取り決め内容」の記載があり、その中に「生活面の役割分担（家事、育児、介護）」の項目がある。これがきちんと位置付けられれば良いのではないか。このような取り決め内容について農政課から各農家に働きかけてもらうと良いと思う。

（会長）

要するに、協定を結び、明確にすることに意義があるということだ。

他に意見が無ければ、続いて答申について、事務局より説明をお願いする。

（事務局）

本日をもって、議題「第 3 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）令和 6 年度実施状況報告書について」に関する審議は終了となる。貴重な意見をいただいた。いただいた意見を実施状況に関する審議会からの意見、答申としてまとめる。

答申について、2 点提案する。

1 点目。

前回までの議論を踏まえ、審議会での意見をまとめ、答申の案を作成した（資料 2）。追加したい点など意見をいただきたい。

2 点目。

答申については、全委員にお集まりいただくのではなく、会を代表して会長・副会長により行っていただいてはどうかと考えている。

説明は以上である。

（会長）

答申について事務局からの提案であった。資料 2 のとおり答申の案が出ている。意見があれば出していただきたい。

（事務局）

付帯意見については、全体に共通する事項と基本目標ごとに個別のものとを区別して記載している。

- (委員) 基本目標Ⅲの高齢者・障がい者福祉等のサービスに充実について。審議会では、担い手側がハラスメント等を受けていることが問題と意見が出ていたように思うが、そのことが分かるような記載の方が良いと思う。
- (事務局) その点も意見は出ていた。
- (会長) 細かく書いた方が良いという意見か。
- (委員) 「担い手側への支援」というだけでは、男女共同参画の視点が弱いと思った。
- (会長) 「担い手側に対するハラスメント対策」では細かすぎる気もする。何か良い表現はあるか。
- (委員) 介護が女性に偏っているということから、そこに対して支援をしてほしいという意見だと思うため、「女性に偏りがちな担い手側への支援」としたらどうか。高齢男性を介護する女性が身体を触られたりするというような話であったと思う。
- (委員) 逆の場合もある。
- (委員) 日本だけではないが、外国人の介護を嫌がるというようなこともある。女性やハラスメントに限定せず、幅広く「担い手側への支援」のままが良いと思う。
- (会長) さまざまな意見が出たが、案のとおり「担い手側への支援」で良いか。
(異議なし)
では、その他に意見はあるか。
- (委員) 全体的に語尾が「～いただきたい」になっているが、「～する」の方が良いのではないか。
- (委員) 主体が違う。これは、行政に向けて審議会からお願いする内容であり、意見の主体は自分たち。
- (委員) 理解した。
- (委員) 基本目標IVの地域での女性役員の登用について。「取組強化についても検討いただきたい」とあるが、自治公民館から、すでに取組強化をやっているという意見が出ると思う。役員会で役員は勉強をしているが、それを広く皆さんにというのができていないと思う。だから「広めていきたい」とした方が良いと思う。
「事例発表や研修などを各会員に周知していただきたい」はどうか。
- (委員) 事例発表や研修などの取組みへの参加を広げてほしい旨の記載にしたら、既存の人ではないところまで広げていく要望になるのではないか。「研修会などの取組みへの参加の推進」など。
- (委員) 地域での女性役員登用について出た意見では、先進事例の共有が大きなポイントだったと思う。市内の自治公民館同士ではなく、他自治体の取り組みを参考にしてほしいという内容であった。
- (事務局) 答申案にある「取組強化についても検討いただきたい」というのは、自治会に向けたものではなく、行政に向けて、地域での女性役員登用に関してしっかり取り組みを行ってほしいという内容のもの。
- (委員) 記載の内容は、自治公民館連絡協議会の発表とかを見てくださいという話なのか。恐らく、自治公民館連絡協議会の枠組みの中に事例発表や研修会があり、その研修会の中で、他自治体の取り組み内容などの講演会を企画したり、行政側からもこういった内容ができますといったお知らせをしたりしてほしいという意味だと思う。
- (事務局) 審議会での議論の中では、那珂川市の取り組みについて取り上げていた。那珂川市では補助金を出し、一定の成果があったという話であった。そういう先進事例を紹介し、地域の役員がこれなら自分たちでもできるとなるような、行政がそのような検討をしてくださいという意味。
- (委員) 筑紫野市は他市との情報共有する場はあるのか。
- (事務局) 筑紫地区で男女共同参画担当部署の課長会議、担当者会議を毎年行っている。那珂川市の補助金の件も課長会議で、メリット・デメリットを含め、情報を得ていた。
- (委員) 女性役員やトップに女性が立つことで、変化することができたという結果を共有し

たい。それを知ることで、地域でも変えていこうという気持ちなると思う。

(委員) そのような意味であれば、このままで良い。

(会長) 行政に対する指摘であるので、このままとして良いか。

(異議なし)

その他に意見はあるか。

(意見なし)

答申案については、これで委員の合意をいただいた。

では、提案の2点目。

答申については、皆さんにお集まりいただくのではなく、審議会を代表し、会長・副会長で行うということで良いか。

(異議なし)

では、ここで議題は終了する。何か質問等あるか。

(委員) 来年度はどのように進めていくのか。

(事務局) 委員の任期は2年のため、あと1年任期が残っている。後期プランは令和9年度まで。令和8年度は新プランをつくるための市民意識調査と職員意識調査を行う。ただ、今年度と同じように令和7年度の実施状況報告の審議も行っていただく。前半の2～3回で令和7年度の実施状況報告の審議、後半が意識調査に関する報告になると思う。

(委員) 意識調査はいつ頃行うのか。

(事務局) 前回は、9月27日から10月18日。今回も同じように9月頃になると思う。

(会長) 来年度は7～8月頃第1回審議会を行い、3～4回審議会開催となるようだ。

今年度の審議会の会議としては本日が最後となる。各委員より一言ずついただき審議会を終了したいと思う。

(各委員より一言)

(事務局あいさつ)

これで審議会を終了する。

以上